

申告
をお忘れなく!

申告により住民税を軽減する 特例措置が適用されます

国の「三位一体改革」の一環として行われている国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲に伴い、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方や、平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方は、申告をすることにより住民税額を軽減する特例措置が適用されますので、該当される方は忘れずに申告してください。

申告
をお忘れなく!

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

税源移譲により所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の額が減る場合があります。

そのため、平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の町県民税(所得税割)から控除できるようになります。

ただし、この控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

申告期限

平成20年
3月17日(月)
まで

申告方法●次の区分により、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して町税務課へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

申告期限●平成20年3月17日(月)

申告
をお忘れなく!

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

平成19年中の所得が前年と比べて大きく下がり、税源移譲により所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、申告により既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

ただし、この制度の適用を受けるためには、申告が必要となります。

また、この制度の対象となるには要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

申告期間

平成20年
7月1日(火)
▽
7月31日(木)

申告方法●平成19年度の個人住民税が課税となっている市町村の税務担当課に「減額申告書」を提出してください。

申告期間●平成20年7月1日(火)～31日(木)



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2106)

償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか？

平成20年1月1日現在において美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成20年度償却資産として申告する必要があります。

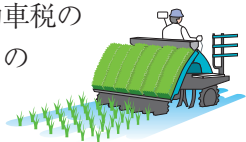
申告は
1月31日(木)
まで

Q1 償却資産とはどのようなものですか？

A1 償却資産とは、農業や工業・商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等で、土地や家屋以外の事業用資産です。

ただし、次のものについてはここでいう、償却資産に含まれません。

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の少額償却資産
- ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
- ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの



問い合わせ 役場(千畑庁舎)税務課 ☎0187(85)4902(内線2105、2108)

Q2 申告はどのようにすればよいのですか？

A2 申告用紙に、1月1日現在の所有状況を記入し平成20年1月31日までに、美郷町税務課へ提出してください。申告用紙は税務課に準備してあります。

ただし、平成19年度に償却資産が課税対象となった方および申告書を提出していた方には、税務課より申告用紙を送付いたします。

Q3 申告は必ずしなくてはいけないのですか？

A3 償却資産の所有者には法令により申告する義務がありますので、資産の多少にかかわらず、申告しなければなりません。

未申告には過料が科せられます。虚偽申告には懲役又は罰金が科せられます。

また、現地調査に伺う場合もありますので、その際はご協力をお願いします。

浄化槽(合併処理)設置と適切な維持管理で快適なくらしと水環境を守りましょう

浄化槽(合併処理)を設置している方へ

町では浄化槽の設置を推進しており、河川などの水質の保全を図るため浄化槽(合併処理)の適正な維持管理を行っている方(地域の会館などを含む)に「浄化槽水質環境保全費補助金」を交付します。

ただし、トイレのみを処理する単独処理浄化槽・下水道の認可区域および農業集落排水事業による整備区域で供用を開始している区域内の浄化槽設置者および平成19年度設置者は交付の対象外です。

補助金額 ● 5,000円

提出書類 ● 補助金交付申請書、請求書、検査結果書(浄化槽法第11条)の写し 各1部

※平成18年度設置者は検査結果書(浄化槽法第7条)の写しを提出してください。

提出期限 ● 平成20年3月14日(金)

支払方法 ● 請求書に記載いただいた「金融機関口座」に振り込みます。

提出先 ● 建設課上下水道班(書類が整っている場合は郵送でも受け付けます)または千畑・六郷庁舎の総合サービス課に提出してください。

その他 ● 詳しくは対象となる行政区には申請用紙を添えてすでに回覧しています。申請用紙は建設課、千畑・六郷庁舎の総合サービス課にも備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。



問い合わせ 役場(仙南庁舎)建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910(内線3226、3227)